

令和 6 年度いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日版

青森県立三沢高等学校定時制

もくじ

1	いじめ防止基本方針	P 2 ～P 5
2	学校いじめ防止プログラム	P 6
3	日常の組織的指導体制①・②	P 7 ～P 8
4	いじめ発生時の組織的対応体制	P 9
5	学校におけるいじめ防止のための職務別ポイント	P 1 0 ～P 1 2
6	いじめ兆候の察知	P 1 3 ～P 1 4

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

学校が子供達にとって安全で安心して通える場所であるために、教師と生徒がいじめに対してよく理解して行動を起こしていかなければなりません。いじめが相手と自分を傷つけ、長い年月に渡り、遺恨という形で心身に深い傷を残し、時にはそのことが起因となり不登校や自殺・自傷行為が起こりうることを、人の一生を狂わせてしまうものであることをよく理解させ、我々教員と子供達がいじめは絶対に許さないという強い意思と行動力を持ちこの問題に取り組むよう、普段からの教育活動に浸透させることが必要であります。いじめの一因として、相手と自分を尊重する気持ちのなさや道徳心の希薄化が考えられ、冷やかしからかい、陰口、集団からの切り離し、情報機器等を利用したものや暴力行為として表れます。授業やホームルーム活動、休み時間における生徒への目配りと教員間の緊密な連携を図りながらいじめを未然に防ぐ活動が重要です。またいじめの早期発見と予防に取り組む、認知した場合には適切且つ迅速に解決するために「いじめ防止基本方針」を定め安全で安心して通える学校を目指します。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義します。

(2) いじめに対する基本的な考えと学校・教職員の姿勢

- ①「いじめは絶対にゆるされない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識と姿勢を示す。
- ②「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」という認識と姿勢をもつ。
- ③「いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題である」という認識をもつ。
- ④けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 主ないじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 校内体制について

(1) 日常の組織的指導体制 ※資料参照 P7～P8

(2) いじめ発生時の組織的対応体制 ※資料参照 P9

4 いじめの未然防止について

<生徒に対して>

(1) 啓発活動

- ①ホームルーム・授業での呼び掛け。
- ②学年・全校生徒への呼び掛け。
- ③部活動での呼び掛け。
- ④生徒会活動を通じた呼び掛け。
- ⑤掲示物等を利用した呼び掛け。

(2) 日常からの調査

- ①定期的調査（アンケート調査）
 - ・学期に一度は行う。アンケート集計結果は職員会議等を通じて各教職員に伝える。
- ②不定期調査（アンケート調査）
 - ・緊急性・切迫性がある場合や生徒の心身への危険が予測される場合等、必要に応じて行う。

(3) 面談の実施

- ①ホームルームでの面談
- ②必要に応じて各教員が面談
- ③生徒がどのような精神・健康状態であるか職員朝会を通じて情報の共有を行う。

<教員に対して>

(1) いじめが発生しにくい環境作りを徹底して行う

- ①生徒が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、信頼関係を深める。
- ②生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導、教科指導の充実を図る。
- ③「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることについて、様々な活動を通じて生徒に示す。

(2) 生徒の異変を察知する

- ①生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。

<学校全体として>

- (1) 全職員が教育活動を通じて、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示すことにより、いじめが発生しにくい土壌をつくる。
- (2) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいたときは、すぐに関係している教員や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
- (3) いじめについての相談や知らせることは、決して恥ずかしいことではないことを指導する。
- (4) 「いじめ問題」に関して生徒会活動を通じて、防止に関するキャンペーンを行う。

5 いじめの早期発見について

(1) 兆候の察知 ※資料参照 P13～P14

学級活動や授業、部活動等のあらゆる場面で各教員が情報の収集に努める。いじめを相談されてからでは遅いことを認識し、積極的に声がけをして生徒の状況を把握する。

(2) 面談の実施

面談を通じて生徒の状況を把握し、いじめの状況を早期に発見する。

(3) 気づきシートの利用

ホームルーム毎に、教科担当者が気づいたことを記入し、担任と連携しながらいじめの早期発見

に努める。

(4) 朝会での情報共有

いじめに関する危険因子を含んだ環境や生徒の状況について、各学年から情報提供し全職員が把握する。

(5) 未然防止・早期発見 ※資料参照 P8

学校の教育活動内で、いじめに関する因子を教員が素早く察知し、重大事態・切迫性が高い状態になる前に対応する。

(6) 保護者から情報提供があった場合

対応手順

1. 保護者の話を遮らずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める。
2. 心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う。
3. 保護者の持っている情報を確認する。
4. 調査事項や解決したい事項を確認する。
5. 回答期日の見通しを伝える。
6. 協力へのお礼を述べる。

6 解決に向けた対応について ※資料参照 P7～P9

(1) 教員の情報共有と行動力

- ①いじめに関する状況の把握。
- ②全教員で当該事案に対処するという教師側の強い意志と行動力。
- ③いじめられている生徒への対応。
 - ・協力者、支援者の確立（友人・教員等）
 - ・見捨てないで必ず守り抜くという強い姿勢を示す。
- ④いじている生徒への対応
 - ・自分の行為はいじめにつながる、もしくはいじめであることを通告する。
- ⑤関係している集団への対応
 - ・学級・学年・全校に対していじめに関して、教師側から訴えかける。
 - ・いじめの温床となる、行為や雰囲気があれば教員に伝えるよう促す。
 - ・教員にいじめについて相談し、第三者がいじめについて伝えることは恥ずかしいことではないことを周知させる。
 - ・見て見ぬふりは、いじめと一緒にすることも伝える。
- ⑥必要であれば特別指導の措置を行う
 - 特に緊急性・切迫性があり、心身・財物に危害を及ぼす事案に関しては特別指導をもって対応する。

(2) 保護者との連携

- ①いじめを行っている生徒の保護者、いじめられている生徒の保護者に対して事実を伝える。
- ②事実を伝える際、被害加害双方の保護者が争いにならないように十分に説明をする。また調査の課程についても説明をし、主体的に事実を明らかにしようとした姿勢を伝える。
- ③いじめの解消に対する家庭からの呼び掛けと協力を要請する。

7 いじめの解消について

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3カ月以上、止んでいること」、「いじめをうけた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
 - ・心身に重大な障害を負った場合。
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など。
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

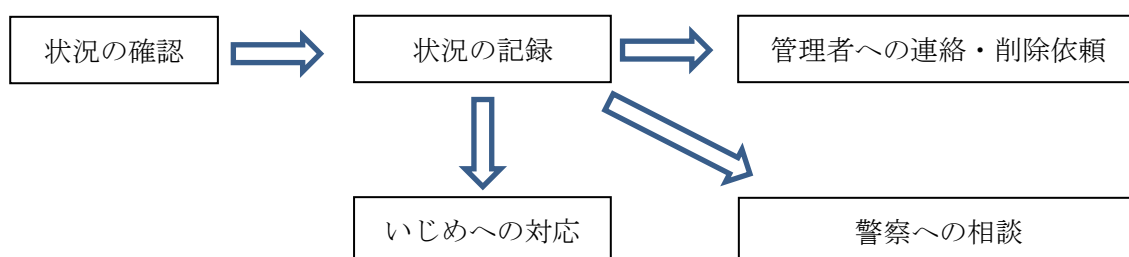
学校が重大事態と判断した場合、速やかにその旨を県教育委員会を経由して知事に報告する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合があるが、これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。調査結果については、学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。また、調査結果については、県教育委員会を経由して知事に報告する

9 その他

インターネットやSNSを利用したいじめに対する未然防止と対応

- ①生徒・保護者・教員への啓発活動
 - ・フィルタリングについて。
 - ・保護者の見守り。
 - ・専門家を呼んでの研修等の実施。
- ②ネットいじめの把握。
 - ・被害生徒からの訴え。
 - ・閲覧者からの情報。
- ③不当な書き込みへの対処。



学校いじめ防止プログラム

月 日	実施内容	
4 月	基本計画の遂行 全校生徒・職員にいじめ防止基本方針の周知（職員会議・集会を通じて）	毎日の朝会で担任から生徒の動向について全教員に伝達しいじめの未然防止早期発見につなげる。 いじめ対策組織は必要に応じて適宜行うこととする。
5 月	基本計画の遂行 二者面談（担任）	
6 月	基本計画の遂行	
7 月	基本計画の遂行 1 学期までのいじめに関するアンケート調査集計 学校生活アンケート（教務部実施）	
8 月	基本計画の遂行	
9 月	基本計画の遂行	
1 0 月	基本計画の遂行 いじめ防止キャンペーンの実施（生徒会）	
1 1 月	基本計画の遂行 2 学期までのいじめに関するアンケート調査集計	
1 2 月	基本計画の遂行 学校生活アンケート（教務部実施）	
1 月	基本計画の遂行 3 学期までのいじめに関するアンケート調査集計 学校評価アンケート（教務部実施） 保護者学校評価アンケート（教務部実施） 学校関係者評価アンケート（渉外部実施）	
2 月	基本計画の遂行	
3 月	基本計画の遂行	

日常の組織的指導体制①（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ① 学校いじめ防止基本方針策定 ②風通しのよい職場づくり ③いじめを許さない姿勢

いじめ対策組織

I. いじめがあった場合の必要な指導・対応

- (1) 構成メンバー 教頭・生徒指導主任・生徒指導担当教員・必要に応じて、関係する学級担任・養護教諭・関係教諭・スクールソーシャルワーカー・その他

※情報収集・対策の一元化

II. いじめを未然に防ぐための指導

- (1) 構成メンバー ※いじめ対策委員会と同じ ※情報収集・対策の一元化
(2) 定期的に生徒の動向の情報収集と把握・共有（アンケート調査）
(3) 対応・配慮が必要な生徒への支援・指導方針の策定（基本方針を軸に行動）

④

具体的な未然防止の取り組み

<生徒に対して>

- (1) 啓発活動
(2) 日常からの調査
(3) 面談の実施

<教員に対して>

- (1) いじめが発生しにくい環境作りを徹底して行う。
(2) 生徒の異変を察知する。

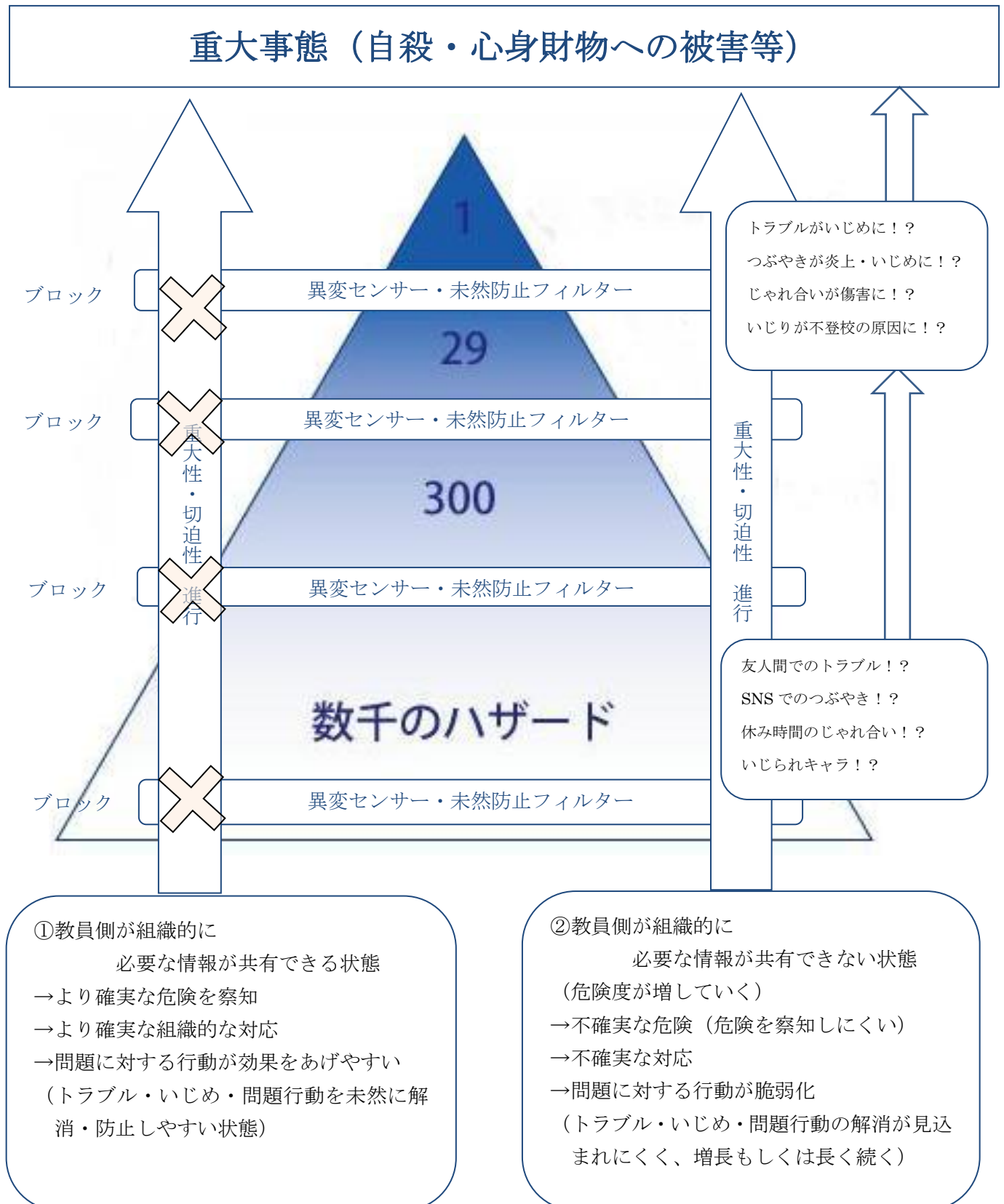
<学校全体として>

- (1) 全職員が教育活動を通じて、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示すことにより、いじめが発生しにくい土壌をつくる。
(2) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいたときは、すぐに関係している教員や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
(3) いじめについての相談や知らせることは、決して恥ずかしいことではないことを指導する。
(4) 「いじめ問題」に関して生徒会活動を通じて、防止に関するキャンペーンを行う。いじめが発生しにくい土壌をつくる。

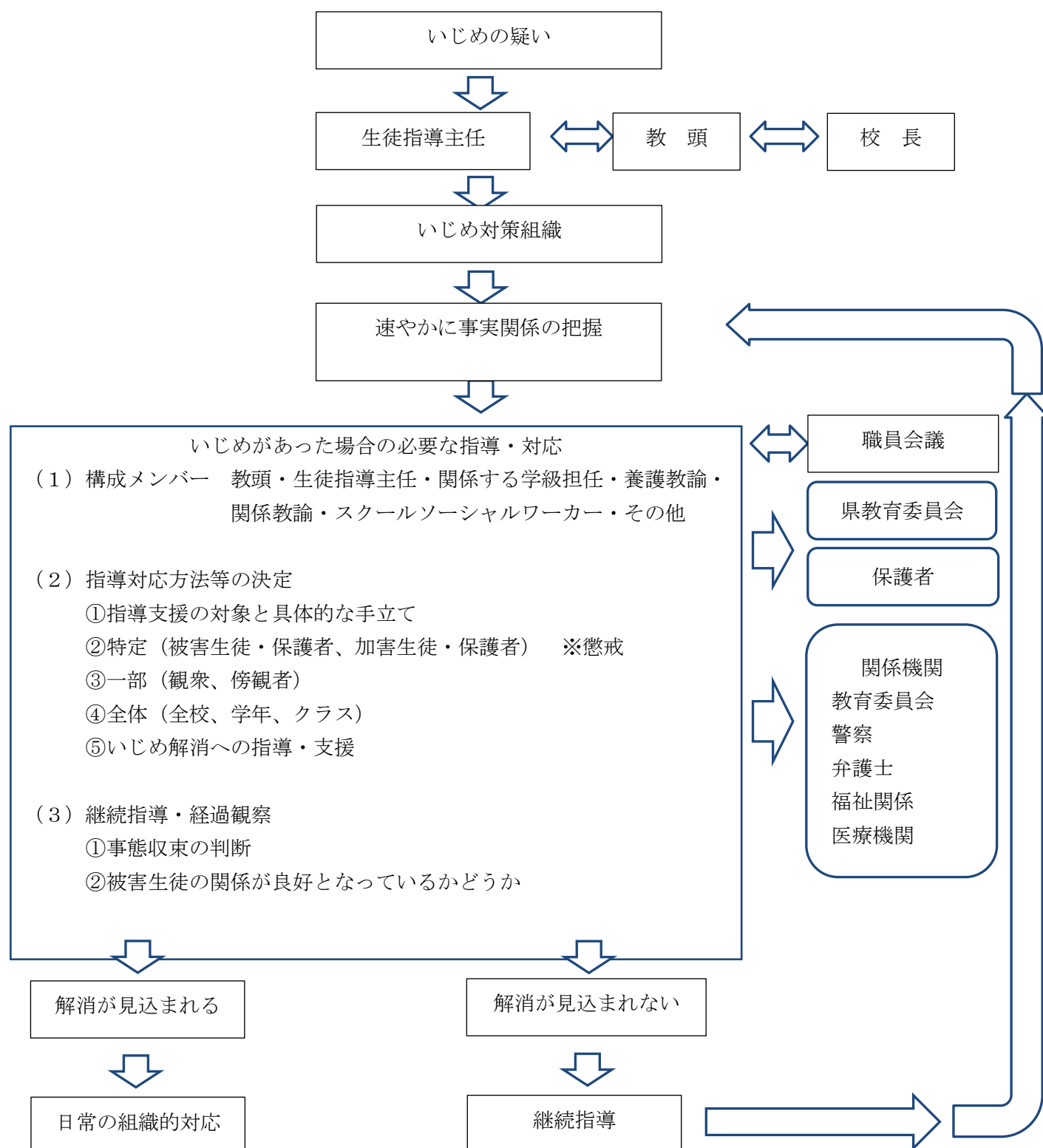
具体的な早期発見の取り組み

- (1) 兆候の察知
学級活動や授業、部活動等の場で各教員が情報の収集に努める。積極的に声がけをして生徒の状況を把握する。
(2) 面談の実施
面談を通じて生徒の状況を把握し、いじめを早期に発見する。
(3) 朝会での情報共有
いじめに関する危険因子を含んだ環境や生徒の状況について全職員が把握する。
(4) 未然防止・早期発見
学校の教育活動内で、いじめに関する因子を教員が素早く察知し、重大事態・切迫性が高い状態になる前に対応する。
(5) いじめアンケートの実施
各学期ごとに、生徒と保護者を対象としたいじめアンケートを実施する。

日常の組織的指導体制②（未然防止・早期発見）



いじめ発生時の組織的対応体制



学校におけるいじめ防止のための職務別ポイント

(1) いじめ防止のための措置

《学級担任・教科担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に形成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等、教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長がいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対にゆるされない」との雰囲気を学校全体に形成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるきっかけ作りを、積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅宣言やキャンペーン、相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任・教科担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう異変センサーのアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との何気ない会話の中や、日記等を活用し、交友関係の悩みを把握。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒へ、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、機会を捉えて悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知。
- ・ 休み時間や昼休み時間の校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無の点検。

《管理職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備。
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検。

(3) いじめに対する措置

①情報を集める

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りをして、いじめの正確な実態を把握する。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

《組織》

- ・正確な実態把握に基づき、いじめ対策組織を中心に、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割分担)
- ※ いじめられた生徒やいじめた生徒への対応。
- ※ その保護者への対応。
- ※ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③子供への指導・支援を行う

《組織》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、警察経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高

めるように留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚する。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室におき指導したり、特別指導を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

《学級担任・教科担任等》

- ・ 学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを強く指導する。

(4) 保護者との連携

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害側ともに、複数人に対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

いじめ兆候の察知

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を頻繁に忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 部活動を無断で休む、又は体調が悪くないのに理由を付けて休む。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等に、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。又は、嘲笑している。 ある生徒へだけ、周囲が以上に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 特定の生徒の、名前を連呼する。もしくは、バカにしている。

3 教室・授業でのサイン

教室内や授業中がいじめの場所や発見の機会となる場合が多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払い、他教科の授業を教員がお互いに参観したり、休み時間・昼休み時間に注意を払うなどサインを見逃さないようにする。

	サイン
	学級全体に反応が薄い。 あだ名が聞こえてくる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前がでる。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になる。 グループ決めで特定の生徒が、孤立している。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインがみられたら、学校と連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物。金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。